

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民病院
種類	随時監査
監査日	令和 3 年 1 月 25 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 28 日
担当	市民病院事務局病院政策課(TEL251-1101)

指摘事項	措置状況
<p>1 時間外勤務に係る報酬の支給について</p> <p>令和2年3月31日に廃止された岐阜市病院事業非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規程第4条第2項は、正規の勤務時間を超えて勤務した場合のその勤務時間に対し増額して支給する報酬は、次の月の報酬の支給日に支給する旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和2年3月31日付で退職した非常勤職員が令和2年3月に正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間に対し増額して支給すべき報酬については、次の月の報酬の支給日である令和2年4月22日に支給すべきところ、令和2年12月2日に支給されていた。</p> <p>また、給与、報酬等の名称にかかわらず、賃金が支払期日から遅れて支払われたときは、損害賠償として遅延利息が発生する。</p> <p>さらに、退職した者については、賃金の支払の確保等に関する法律第6条第1項が、「事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金（退職手当を除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部をその退職の日（退職の日後に支払期日が到来する賃金にあっては、当該支払期日。以下この条において同じ。）までに支払わなかった場合には、当該労働者に対し、当該退職の日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年14.6%を超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和2年12月2日に支給した際、遅延利息は、支払われていなかった。</p> <p>今後は、非常勤職員及び常勤職員を問わず、超過勤務手当の支給について、岐阜市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、岐阜市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程及び岐阜市病院事業会計年度任用企業職員の給与に関する規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>毎月初月に各所属より病院政策課に提出される実施報告書をもって支給対象職員と時間外勤務実施時間を把握し、時間外勤務に係る賃金を計算、次の月の支払期日に支払いを行っているが、紙により報告されるべき実施報告書が担当者まで提出されていなかったことにより、当該非常勤職員1名に対して支給すべき増額して支給する報酬分が支給されていなかった。</p> <p>今後の対策として、超過勤務実績が0である職員についても実績が無いことを報告をするよう各所属長に周知するとともに、超過勤務手当集計マニュアル内の担当者向けチェックシートを活用することで再発防止に努める。</p> <p>また、本事案の該当者である非常勤嘱託員においては、令和3年3月5日付にて遅延利息請求意思が無い旨の申出書が本人より提出されたため、遅延利息についての支払は行っていない。</p>